知的障がい児・者と家族の会

育成 ニュース

【12月号】 令和４年 12 月 13 日

発行元 （一社）京都手をつなぐ育成会
京都市右京区西京極新明町 38 番地 3
Tel::075-322-1070 Fax::075-322-1071
ホームページ http://kyotoikuseikai.or.jp/
メール: jimu@kyotoikuseikai.or.jp

福祉研修大会報告・アンケート・・・①②
京遊連様より助成金・・・③
生涯学習推進表彰・・・③
組織だより・・・④
青年学級だより・・・⑤
キャラバン隊・・・・・⑥
学びのコーナー・・・・⑦
文化委員会より・・・・⑧
活動計画・・・・・・⑧
支部だより・・・・・⑧
相談件数・・・・・・⑧

第 30 回京都市知的障害児・者福祉研修大会が開催されました

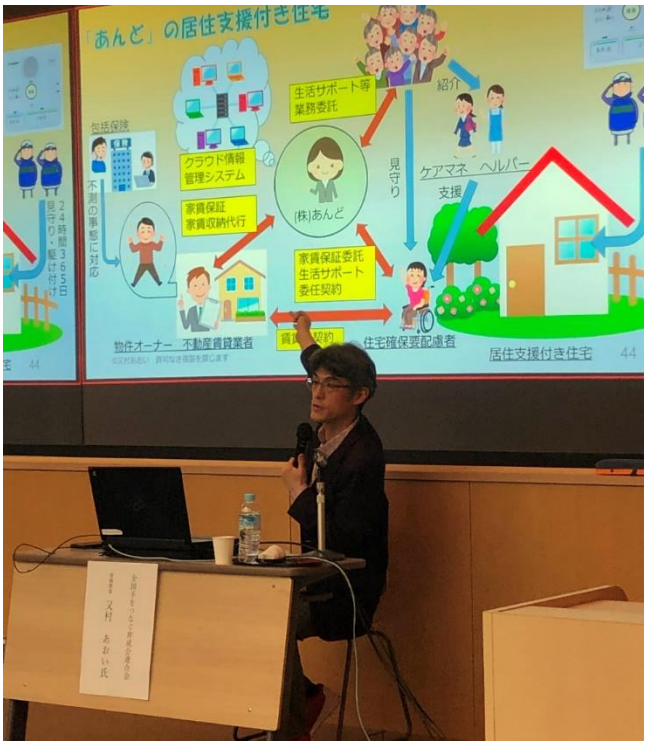

令和４年 11 月 26 日（土）13 時 30 分～16 時、キャンパスプラザ京都にて、標記研修大会が開催されました。コロナの影響で休会が続き、３年ぶりの開催です。参加の皆様のお顔には一様に嬉しさがあふれており、和やかな中にも引き締まった研修大会となりました。

今大会で、京都手をつなぐ育成会では初めてのハイブリッド対応で、会場に参加できない方にも同時配信いたしました。

講師には、国の政策に知的・発達障害者の生の声を届けて、権利擁護や政策提言を行っている、全国手をつなぐ育成会連合会会長の久保厚子氏。同じく常務理事の又村あおい氏をお迎えし、ご講演いただきました。

久保氏からは「中央情勢報告」があり、法改正の内容として障害者総合支援法の見直しの最新の情報が説明されました。居住支援についての施策や成年後見制度の課題など、全国手をつなぐ育成会連合会が国に提言し続けている取り組み等も知ることができ、ありがたい機会でした。久保氏は「お母ちゃん目線で発言し続けていきます！」と話され、親の会のリーダーとして頼もしく、深く感動をいたしました。

又村氏からは、基調講演のテーマの中での「住まい」についてポイントを置いたお話をいただきました。障害者も健常者と同様に住まいを選べるのが筋であることを忘れてはならず、どこで誰と住まうかは本人が選択権を有している。相談支援事業所などに早めにつながることで、ライフステージに照らし合わせた暮らしの選択が生まれる。漠然とした相談でいいからつながっておいてほしい、と話されました。

京都手をつなぐ育成会にとって、今後の活動の参考となる意義深い研修大会となりました。

報告：副会長　田中　宣

第３０回京都市知的障害児・者福祉研修大会、アンケート（抜粋）

・久保様の「おかあちゃん」目線で法的なことにもメスを入れられて変えてこられたことに感心した。
・速いテンポで変わる中央情勢を分かりやすく説明していただいた。
・相談支援は早い目に行った方が良いという話は同感だ。
・障害者が住宅を借りる居住支援法人の話がためになった。
・地域に暮らすため、定着するために、事業所がスムーズに運営されるよう、きちっとした評価と報酬単価を支給していただきたい。
・非常に的確な指摘。具体化のための法的な整備、相談支援の充実を希望。
・居住の仕方、種類と各特徴等が理解でき、今後の生活に役立つと思う。
・ＧＨにも色々な種類があり、最重度障害者向けのＧＨも計画されていると知り安心した。
・通勤のための支援があるとは知らなかった。
・居宅支援住宅「あんど」のことをもっと知りたかった。
・とても内容が充実していた。資料を読み返したい。
・会場が以前のところより良かった。
・「手をつなぐ」を読んだだけではつかみきれない所を生の声で話していただき良かった。
・成年後見制度は、親子とも高齢化していくなかで必要だと思うので頑張ってほしい。
・障害者が安心して暮らせるように福祉に携わる人員が育ちやすい環境を国に要望していただきたい。
・成年後見制度は５～６年後を楽しみにしている。
・障害者支援法の見直しに当たり、育成会としての要望の焦点が総花的でぼけているのでは？
・一人住まいの課題、送迎問題などインクルーシブによる暮らしやすい社会環境づくりにポイントを置いては。
・居宅介護支援にもっと関心とサービスの充実と京都育成会の相談支援の充実と居宅支援に更なる努力を求める。
・居住支援法人について詳細を知りたい。
・中央のお話を聞かせていただいて私たちに必要な福祉が少しずつ進んでいることがよく分かった。
・今後、成年後見の件などこれから期待する。
・知らなかった制度、変更になった制度を知り、色々な選択のなかで良い方向に向かって進んでいきたいと思う。

※多くのご意見・ご感想をいただきありがとうございました。紙面の都合上、抜粋させていただきました。

公益財団法人京遊連社会福祉基金様より助成金を頂戴しました

11 月 30 日(水)にブライトンホテルにて、助成金受領式が行われ、基金の白川会長から上田会長に 30 万円が授与されました。

助成金は、本人活動に使わせていただきます。

毎年、助成していただき感謝申し上げます。

生涯学習推進者表彰　受賞おめでとうございます

京都市生涯学習フォーラム令和４年度総会において、永年にわたり生涯学習を支えてこられた皆様が表彰されました。

京都手をつなぐ育成会からは、青年学級の活動を 10 年以上支えてこられた松田保子さん、小谷聖子さん、加藤まさ子さん、桐林由美子さんの４名の方が受賞されました。４名の方からのメッセージをご紹介します。(順不同)

表彰状

様

あなたは永年にわたり本市における
市民の学習活動への支援に尽力され
一人ひとりが自らを磨き高めるための
できる生涯学習のまちづくりに多大の
貢献をされました
ここにその功績をたたえ表彰します

令和四年十一月十七日

京都市生涯学習市民フォーラス
会長　松本　紘
京都市生涯学習行政推進会議
議長　門川　大作

松田保子さん

表彰式に参加させていただいて、初めて沢山の方が様々な分野の活動を支えておられることを知り、感銘を受けました。

加藤まさ子さん

この度の京都市生涯学習推進者に表彰して頂きまして光栄に思います。様々な活動に参加することができまして青年学級の方と一緒に行事を楽しませて頂けましたことをお礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

小谷聖子さん

高等部卒業と同時に青年学級に参加させて頂いた本人も今年で 41 歳。子供達が少しでも楽しく『ちょっとずつでも積み重なれば大きなしあわせ』と心に思い青年学級のお手伝いをさせて頂いてきました。

この度、京都市様より「京都市生涯学習推進者表彰」思いがけなく大きなご褒美を頂き感謝しております。

これからも今回の表彰を心の糧とし、『継続は力なり』を忘れずお手伝いをさせて頂きたいと思います。

桐林由美子さん

手をつなぐの４人の仲間と京都市生涯学習推進者表彰を受けました。

頂いた理由はよくわからないのですが、これからも、保護者の皆様と、仲良く語り合い、本人達と親しく接し楽しい育成会を作っていきたいと思います。

モットーの和顔愛語を忘れずに。

組織だより　令和４年１２月号

師走を迎え、冬本番の寒さに震える今日この頃です。
11 月には親睦大運動会や京都市知的障害児・者福祉研修大会が、会員の皆様のご協力のもと、無事に開催されましたことに厚く御礼申し上げます。
それでは、11 月に出席しました会議の報告をいたします。

★第 29 回障害のある市民の雇用フォーラム

11 月９日（水）、総合支援学校生徒の進路開拓をめざす「巣立ちのネットWORK」と京都市、京都市教育委員会の主催で開催されました。本人たちの勤続５年・10 年表彰や、事業所への感謝状贈呈が行われ、進路についての発表や雇用についての講演がありました。

★第７回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会福井大会/本人大会

11 月 20 日（日）、福井市で全国大会が開催されました。大会スローガンは「育成会活動は立ち止まらない～新たな一歩を福井から～」。本人大会スローガンは、「コロナなんか負けない！もっと本人活動を広げよう！」を掲げました。表彰の後、又村常務理事から中央情勢報告がありました。

★京都府要望活動

11 月 24 日（木）、京都障害児者親の会協議会に所属する京都府下の各団体から出した、京都府知事への要望書について、京都府健康福祉部障害支援課から説明がありました。
本人の生活の場、グループホームや一人暮らし等の問題、またコロナ禍や災害時の支援のあり方など多岐にわたる要望に、京都府でできる事は実現に向けて努力をし、国に関することは引き続き要望すると話されました。その後「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布について」の説明がありました。これは「事業者による社会的障壁への除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化」で今までの努力義務から義務へと改められます。

★京都障害児者親の会協議会　令和４年度第３回　役員リーダー等研修

11 月 29 日（火）、研修のテーマは「成年後見制度の実態～親族後見人、法人後見人、市民後見人を中心に～」。講師は京都市成年後見支援センター相談部のお二人です。
それぞれの後見人の違い等も踏まえてのお話でした。全国手をつなぐ育成会連合会の久保会長も改正の検討を言われていますが、講師の方も国が課題について検討していると話されました。

報告：会長　上田　克枝

会員の皆様方、体調に気を付けられて、楽しい年末年始をお過ごし下さい。

組織委員：上田・吉田・尾高・田中

～～～１１月青年学級だより～～～

インフルエンザとコロナ第８波と同時流行?の兆しが見える中、昨年（中止）以上に感染対策を講じながらも「第 46 回親睦大運動会」を３年ぶりに実施することができました。

《東西二ヵ所からの同時入場行進》

『コロナのせいだけではなく、５支部への編成、会員さんの高齢化』の中で楽しく、安全に出来る運動会への思いで準備に当たって頂きました実行委員会の皆様、ありがとうございました。

青年学級担当理事：小谷・上田

～～～　啓発活動の原動力は伝えたい想い！　～～～

１０月６日（木）、京都手をつなぐ育成会啓発キャラバン「みやこ・まいこ隊」は、西京区大枝小学校の４年生（４２名）を対象に実演をいたしました。

この実演は京都市障害保健福祉推進室のみやこユニバーサルデザイン事業の１つである、“ほほえみ交流活動支援事業”から要請を受け訪問しました。“ほほえみ交流活動支援事業”には１２の障害者団体が登録されており、その中から大枝小学校は育成会を選んでくださったということです。

知的や発達に障害のある人の特性を、子育て体験やショートコント、また実際に疑似体験をしていただくことにより、より身近な事としてとらえ、理解していただくことを目的としています。

当日は、大枝小学校の先生方の障害に対する積極的で温かな教育への姿勢にありがたい気持ちになりました。また、生徒さんの元気いっぱいのあいさつで、キャラバン隊のメンバー全員の緊張した気持ちをパーっとリラックスさせていただき、精一杯の実演をする事ができました。

プログラムの一つである、疑似体験は大変有意義です。依頼を受けるとき必ず疑似体験のご希望があります。今回は「かいてみよう」と「シール貼り」を体験していただきました。「かいてみよう」では、知的や発達に障害のある人には、あいまいな言葉は理解しにくく、同じ言葉でも一人ひとり思い浮かぶ物や事柄が違うこと。そして、困ったり、迷ったりしないように、正しく伝えるためには、少しの工夫をすることで、簡単に理解できる方法があること。「シール貼り」では、手袋をしてシールを貼っていただきました。障害のため思うように手先を器用に使うことができないという、不便さを体験するとともに、周りから、早く！とか、何で出来ないの！と言われると、ますますパニックになり、出来なくなってしまうことなどを分かっていただきました。

６０分間の実演でしたが、生徒さんの積極的で自発的な姿勢に、私たちが引き込まれ、あっという間で、大変楽しく、有意義な時間を持たせていただきました。

今後も「みやこ・まいこ隊」は、さらに研修を積み重ね、分かりやすく、伝わりやすい、啓発活動に努めて参ります。

＜今年度のキャラバン隊活動＞

◇令和４年１０月６日（木）　京都市立大枝小学校４年生（西京区）　４２人　（６０分間）
◇　　〃　１２月７日（水）　京都市立西陵中学校１年生（西京区）　７０人　（５０分間）
◇令和５年１月２７日（金）　企業向け人権啓発講座　ハートピア京都　　（５５分間）

報告：キャラバン隊　田中・吉田

学びのコーナー(21)

就労の実態に応じた年金の受給判断を求める！
～　「手をつなぐ」を読む　～

埼玉県のある男性が、障害年金を申請したところ、「就労している」という理由で支給が認められないという事案が発生しました。

この男性は、特別支援学校を卒業後、障害者雇用で一般企業に就職し、その2年後、二十歳になったことを機に、障害者年金を申請しましたが、不支給となり、更に2年後の再申請も認められず、ついに、処分取り消しを求める裁判を提起しました。

東京地裁は、今年3月に、二十歳になった時点にさかのぼり、年金を支給せよとの判決を言い渡しました。

東京地裁は、この男性の就労状況を詳細に調査した結果、この男性には支援が必要との判断に至り、年金を支給すべきとの判決を導きました。

この判決は、現行制度に一石を投じるものであり、評価されるべきですが、問題は、埼玉県のように単に「就労している」という事実だけをもって、実態を良く調査しないまま、「日常生活の能力が十分ある」と判断されるというケースが少なからずある、という点です。

実際問題として、障害者雇用の賃金水準では、障害年金がなければ自立した生活を送るのが困難であるという現実があります。

では、どのような人が、就労していても年金の受給対象となるのでしょうか。

厚生労働省が定める障害者認定基準によると「食事や身の回りのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であり、かつ、会話による意思疎通が簡単なものに限られ、日常生活にあたって援助が必要なもの」が2級に該当すると規定されています。

この男性の場合、一般就労されていても「仕事の内容が保護的な環境下でのもっぱら単純かつ反復的な作業」で更に、「不適切な行動がみられることなどにより、常時の管理・指導が必要」な状況であったと思われますが、このことは、良く調査すれば分かったにも関わらず、不支給の扱いをしてしまったことが大きな問題となります。

現在の障害認定制度は、長らく変更されておらず、現在のような就労支援体制が整っていない時代につくられたもので、基本的には働けない人を念頭においています。

このような状況のなかで、今回の判決は、この男性の就労現場をつぶさに調査したうえで、判決を下している点で高く評価されるべきだと思います。

司法が一歩踏み込んだ判決をした以上、行政もしっかりした対応を行い、この男性のように不利益を受ける方が続かないことを願います。「手をつなぐ7月号」を読んでそう感じました。

文化委員会からのお願い

現在ご本人が福祉事業所を利用されている会員の方から、保護者会（家族会）の事で悩んでいるとの声が寄せられました。そこで、福祉事業所に通所されているご家族の方々にアンケートのご協力をお願いすることになりました。このアンケートを参考に、よりよい保護者会（家族会）の活動に繋げていただく手助けが出来ればと思います。

アンケートにお答えいただける方は、勝手ながら発行準備期間の都合上、令和５年１月１６日（月）までに支部長又は文化委員までご提出下さい。

アンケートの結果は３月発行の機関誌「いくせい」に掲載します。

【１月 活動計画】

7	役員例会
9	はたちを祝うつどい
12	コールいくせい練習
17	文化委員会
18	支部長会
19	法律相談
26	コールいくせい練習
27	キャラバン隊実演（ハートピア京都）
28	コールいくせい発表（岡崎わいわい文化祭）

【 支 部 だ よ り 】

北	1/29	新年会 （白龍）
西京	12/17	クリスマスプレゼント配布

[無料電話・メール相談等本部受付件数]

≪11 月 相 談 件 数≫

法律 １件　人権 １件　療育 ９件

施設 ２件　就労 ２件　その他 １件

令和５年の法律相談　9:30～12:30

１月19日（木） 担当弁護士 浅井 亮 氏

当番の相談員もいます。お気軽にお越しください。